

熊監発第 000294 号  
令和 6 年(2024 年)1 月 10 日

請求人

A 様

B 様

熊本市監査委員 藤 山 英 美

熊本市監査委員 井 本 正 広

熊本市監査委員 横 田 健 一

熊本市監査委員 高 島 剛 一

### 熊本市職員措置請求について（通知）

令和 5 年(2023 年)11 月 20 日に受け付けた住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

### 記

#### 第 1 監査の結果

令和 3 年度(2021 年度)、令和 4 年度(2022 年度)及び令和 5 年度(2023 年度)の熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議（分科会を含む）の費用に係る請求は、棄却する。

## 第2 請求の要旨

令和5年(2023年)11月20日付けで提出のあった請求書に記載されている請求の要旨を次のように解した。

### 1 請求の内容

熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議(分科会を含む)費用に関する措置請求

### 2 請求の理由 「熊本市職員措置請求書」原文のとおり掲載

熊本市長に関する措置請求書の要旨

#### 1, (誰が)

熊本市長の行為

#### 2, (いつ、どのような「財務会計上の行為又は怠る行為」か)

令和3年から開催され、令和5年5月30日に答申された本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議の費用として、令和3年度、令和4年度及び令和5年度に支出した行為

#### 3, (その「財務会計上の行為又は怠る事実」はどのような理由で違法又は不当なのか。)

「熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議」(令和3年から令和5年の間開催)への支出が不当・違法である理由

1 熊本市は、熊本市本庁舎について、長寿命化や耐震補強に向けた調査・検討を行い、施設の整備方針を定めていくことを目的とするとして、平成29年10月13日安井建築設計事務所との間で、耐震性能調査等を内容とする契約を結んだ(平成29年契約という)。同契約に基づく報告書が平成30年3月31日熊本市へ提出された(平成29年報告という)。

ところが、同報告書の調査が、実際の竣工図や施工図などに基づいてなされていないこと、その結果本庁舎の耐震性に関して、地下連続壁に関する耐震性の効果などが考慮されていないのではないかと疑念が、専門家やマスコミなどより提出された。

2 そこで、再度熊本市は令和2年4月1日(株)山下設計に対し、本庁舎の耐震性の調査・検討のための、検証等を依頼した。同依頼に基づく報告は、熊本市に対し2020年9月30日に提出された(令和2年報告という)。

しかし、熊本市民らから、この調査についても同様に、その基礎となる十分な資料が用いられていないことや、その手法について、様々な疑念が提起された。

3 そこでさらに熊本市は、上記平成30年報告及び令和2年報告の信頼性などを確認することを主な目的として、令和3年6月2日有識者会議を開催し、かつ同日本庁舎の耐震性能について専門的に議論するための耐震性能分科会の設置を決定した。

同分科会は7回の分科会を経て、令和4年11月上記2つの報告書調査内容の方法・結果等について、適切・妥当であるなどと判断し、公表した。

さらに、同報告を受けて、同会議は、令和5年5月分科会の報告に基づいて、現本庁舎が耐震性能を有していないとの前提で、本庁舎の建て替えに関する考え方を示した。

4 ところが、熊本市は同会議及び同分科会に対し、上記平成29年報告及び令和2年報告の妥当性の判断のために必須となる、最も基礎的な資料や情報を提供しなかった。

例えば、同地下壁の耐震性に関して、大林組が（財）日本建築センターから取得した評定（報告）書、地下壁の施工記録、熊本庁舎地下打コンクリート地下壁工事の工事報告書等である。

（これらがあれば、本件地下壁が上記認定を得た OWS-SOKENCHE 工法+JOF 工法により施工され、耐震性能があることが解る。）

これらを提供しなければ、平成29年報告・令和2年報告に対して、耐震性などの正しい評価はできない。

つまり、専門家を集めて、会議（分科会）を開催しても、その判断の基礎となる重要な資料に基づかないのであるから、全く無駄・無意味となる。

4, (その結果、どのような損害が熊本市に生じてくるのか、又生じることが予測されるのか。)

直接的には、上記有識者会議（分科会含む）に関する出費が、熊本市の損害である（令和4年度計金44万8000円、令和5年度は現時点で熊本市が開示していないので不明）。

更に、以上のように間違った、あるいは意味のない判断が市民に示され、それに基づいて市庁舎が建て替えられるとなると、将来巨額の市税の無駄遣いとなり、今後の市民生活に大きな悪影響を及ぼす恐れがある。例えば、超高齢化、少子化社会の中、市民への十分な支援ができなくなり、健全な市政運営ができなくなる。

5, (したがって、どのような措置を請求するのか。)

以上のとおり、本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議（分科会を含む）開催経費は、市税の無駄遣いであるから、支出の裁決をなした熊本市長に対し、令和3年度、令和4年度、令和5年度の上記支出額全額の熊本市への返還を請求する。

### 3 事実を証する書面の提出

事実を証する書面として、以下の資料が提出された。

- ・事実証明書（請求人ら作成）
- ・WALL FOUNDATION に関する認定とその資料
- ・場所打コンクリート地中連続壁工事施工記録
- ・工事記録集
- ・施工図
- ・令和4年度決算資料

#### 4 請求の受理

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に規定する所定の要件を具備しているか審査を行い、令和5年(2023年)11月21日付で受理した。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査の期間

令和5年(2023年)11月21日から令和6年(2024年)1月10日まで

#### 2 監査の対象部局及び関係部局

政策局総合政策部政策企画課庁舎建設準備室（以下「庁舎建設準備室」という。）  
総務局行政管理部管財課（以下「管財課」という。）

#### 3 請求人の陳述

令和5年(2023年)12月1日に、請求人らに対して陳述の機会を設けた。その際、新たな証拠書類は提出されなかった。

#### 4 監査の対象部局の弁明

市長に対して、弁明書及び証拠書類の提出を求めたところ、令和5年(2023年)12月11日付けで提出された。

#### 5 監査の対象部局からの関係資料及び証拠書類の提出

関係資料及び証拠書類として、以下の資料が提出された。

（関係資料）

- ・令和5年7月5日庁舎整備に関する特別委員会資料
- ・熊本市本庁舎等整備に関する有識者会議 答申
- ・熊本市本庁舎等整備に関する有識者会議 答申別紙資料
- ・熊本市本庁舎等整備に関する有識者会議運営要綱
- ・第1回 本庁舎等整備に関する有識者会議 議事録抜粋
- ・第1回 耐震性能分科会 会議資料
- ・熊本市情報公開条例
- ・熊本市本庁舎等整備に関する有識者会議に係る費用（令和3年度～令和5年度）
- ・【熊本地裁令和3年(行ウ)第15号】訴状等（被告準備書面2及び7）
- ・【熊本地裁令和5年(行ウ)第5号】訴状等（被告準備書面1）

（証拠資料）

- ・乙第1号証「WALL FOUNDATIONに関する評定とその資料」に関する質問への回答について（株式会社大林組、令和5年10月20日）
- ・乙第2号証「熊本市本庁舎の耐震性能について」（熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議耐震性能分科会：令和4年11月）

## 6 監査対象部局に対する調査

### (1) 書類等の審査

庁舎建設準備室及び管財課に提出を求めた関係資料並びに弁明書及び証拠書類等の審査を実施した。

### (2) 関係職員の陳述

令和5年(2023年)12月27日に、政策局長、政策局総括審議員、総合政策部長、政策企画課副課長及び庁舎建設準備室長以下2名の職員、管財課長、法制課審議員から陳述を聴取した。

## 第4 監査委員の判断

本件請求について、請求人らから提出された請求書、事実証明書及び関係資料並びに請求人の陳述、市長から提出された関係資料、弁明書等の調査並びに関係職員の陳述から判断した結果は、次のとおりである。

### (1) 請求理由中「熊本市は同会議及び同分科会に対し、平成29年報告及び令和2年報告の妥当性の判断のために必須となる、最も基礎的な資料や情報を提供しなかった」について

関係職員の陳述により、熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議及び耐震性能分科会(以下「有識者会議等」という。)の委員から求められた審議に必要な資料はすべて提供されていること。請求人らが「例えば」として主張する資料については、耐震性能分科会委員からは求められていないことが確認された。

既に提供された審議に必要な資料で十分であるかどうかは、耐震性能分科会委員の見識に委ねられているものであるから、資料等は適切に提供されていると判断した。

### (2) 令和3年度(2021年度)会議開催経費について

当該請求のうち令和3年度(2021年度)会議開催経費については、住民監査請求ができる請求期間の1年を超えている。自治法第242条第2項では、前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないが、正当な理由があるときは、この限りでないとしている。

請求人らは、有識者会議等は、令和3年度(2021年度)から開催され、令和5年(2023年)5月30日に答申されていることから、令和3年度(2021年度)会議開催経費は、自治法第242条第2項ただし書の正当な理由に該当すると主張している。

自治法第242条第2項に規定される正当な理由の有無は、住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきもの(平成14年9月12日最高裁判決)とされている。令和3年度(2021年度)開催経費を証する資料は、熊本市ホームページに公開され閲覧等ができる状態に置かれており、請求人らは、開示請求等の手段により知り得ることができたと判断できるものの、請求人らが主張するように、有識者会議等が令和3年度(2021年度)から開

催され、令和5年(2023年)5月30日に答申がなされていることから一連の会議であると捉え正当な理由があったものと判断した。

(3)令和3年度(2021年度)、令和4年度(2022年度)及び令和5年度(2023年度)の有識者会議等開催経費について

請求人らは、有識者会議等開催経費は、平成29年(2017年)報告及び令和2年(2020年)報告の妥当性の判断のために必須となる、例えば、同地下壁の耐震性に関して、大林組が(財)日本建築センターから取得した評定(報告)書、地下壁の施工記録、熊本庁舎地下打コンクリート地下壁工事の工事報告書等の最も基礎的な資料や情報を提供していないため、耐震性などの正しい評価はできない。

つまり、専門家を集めて、有識者会議等を開催しても、その判断の基礎となる重要な資料に基づかないため、全く無駄・無意味となることから、令和3年度(2021年度)、令和4年度(2022年度)及び令和5年度(2023年度)有識者会議等開催経費は不当・違法な支出であると主張している。

当該有識者会議は、自治法第138条の4第3項に基づき、熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)に規定された会議体である。有識者会議の委員は、自治法第202条の3第2項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号で非常勤特別職の地方公務員とされ、自治法第203条の2第1項で報酬を支給しなければならないとされている。また、耐震性能分科会は、熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議運営要綱第8条に基づき設置されたものであり、有識者会議の特定の事項又は専門の事項について審議する機関である。

当該有識者会議等は、上記で述べたとおり条例等により設置されており、「防災の観点からの在り方(耐震性能調査に係る検証を含む)」、「財政への影響」、「資産マネジメントの観点からの在り方」、「まちづくりの観点からの在り方」、その他「市民の合意形成」の各諮問事項について、建て替えの是非を含め、客観的かつ専門的な立場から審議がなされ、会議の運営等も適切に行われていると判断した。

したがって、有識者会議等の委員に対する報酬及び費用弁償等は、市に提供された役務に対する相当な対価であり、条例等に基づき適正に支出されたものであるから、請求には理由がないため棄却する。

なお、本件請求は、市長に対する有識者会議等開催経費の返還請求であり、請求の根拠としている熊本市本庁舎の地下連続壁の耐震性能等については、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に該当しないため、監査委員は判断しない。